

報道関係者 各位

令和6年8月9日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤博幸

賃金指導官 我妻一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和6年度第4回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐和行）は、第4回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金額改正決定に係る異議等の申出の取扱い、特定最低賃金に関する特別小委員会の報告（特定最低賃金改正決定の必要性の有無）等についての審議を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される特定最低賃金に関する特別小委員会の審議状況により、秋田地方最低賃金審議会の開催時刻が変更される場合があります。

記

1 日時 令和6年8月21日（水）特別小委員会終了後（午前10時30分目途）

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

(1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議の申出の取扱いについて

(2) 特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問（予定）について

(3) その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

(1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和6年8月19日（月）17時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

(3) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。